至聖病院看護師託児所規定

(設置)

第1条　正職員看護師が勤務のため乳児又は幼児を保育するために託児施設(以下「託児所」という。)を設置する。

(名称、所在及び定員)

第2条　託児所の名称｢至聖病院付属しらさぎ保育園｣、所在は「至聖病院敷地内」及び定員は10名とする。

(入所対象者)

第3条　託児所の入所対象者は、至聖病院に勤務する正職員看護師の実子とし、満3歳の誕生日を迎える3月末日までの期間とする｡

(託児所の管理)

第4条　託児所の管理は、病院が指定する保育士免許を有する職員に行わせることとする。

(保育士が行う業務)

第5条　保育士は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)　託児所における乳幼児の保育

(2)　[第8条](http://www.city.takahashi.okayama.jp/ka/reiki_int/reiki_honbun/#j8)に規定する保育料の集計および報告

(3)　託児所の施設及び設備の維持管理並びに託児所敷地内の環境整備に関する業務

 (保育時間)

第6条　託児所の保育時間は、月曜日から土曜日までは午前8時00分から午後6時までとする。ただし、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休日)

第7条　託児所の休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とする。ただし、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(保育料)

第8条　託児所の保育料は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育料等 | 看護師 | 看護師以外 |
| 1時間当り | 50円 | 100円 |
| 食費(1食当り) | 250円 | 250円 |

1時間に満たない場合は、30分単位とし端数は切捨てとする｡

(保育料の徴収)

1. 託児所の保育料の徴収は、当月分を月末で締め、翌月給与より徴収することとする。

(外部保育料補助)

第10条　病院の託児所等の都合により、外部の託児所に預けなければならなかった場合は、支払の証明する物を添付し、病院が妥当と認めた場合は保育料の補助を受けられることとする。対象者および期間は第3条と同様とし申請書を所属長経由にて病院に提出し、許可を受けることとする。保育料補助の金額は、月額支払保育料の半分を限度とし、上限金額は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育料補助 | 看護師 | 看護師以外 |
| 1ヶ月当り | 20,000円 | 10,000円 |

1ヶ月に満たない場合は、日割り計算にて支給し、10円未満の端数は切上げて支給する。

(外部保育料支給)

1. 外部の託児所への保育料の補助を、前月1日から月末日までの1ヶ月分を翌月給与支給日に支給する。

附　則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規定の施行日の前日までは、この規定に相当する規定によりなされたものとみなす。